

アフリカ諸国に対する特許情報利用促進支援

特許庁 総務部国際課地域政策室長 **山本 信平**

PROFILE

1991年特許庁入庁。審査官、審判官、経済産業省通商政策局国際知財制度調整官などを経て、2011年1月より現職。

1 はじめに

日本国特許庁（JPO：Japan Patent Office）では、約30年にわたり、途上国に対して、知的財産権環境整備のための協力を積極的に行ってきた。対象となる途上国は、これまで日本との経済的結びつきの強さや地理的要因により、アジア・太平洋地域が中心であった。2008年よりJPOはWIPOへの任意拠出金（WIPO ジャパンファンド）を110万スイスフラン増額し、それを主としてアフリカ諸国への協力にあてることにより、アフリカ諸国への協力を拡大した。これは、知的財産権制度の整備を行うことによりアフリカ諸国での自発的経済成長を目指すとともに、国連加盟国のうち数として約4分の1を占めるアフリカ諸国の知的財産権に関す

る認識を高めることにより国際会議での知的財産権を巡る南北問題の解消も目指したものである。

なお、アフリカ諸国への協力を検討した際には、アフリカ地域の経済発展のポテンシャル及びそれに関連する日本との経済的結びつきの深化の可能生も考慮要因ではあった。しかし、途上国に対する知的財産権分野における協力は、①途上国における適切な知的財産権制度の整備による自立的イノベーション、自立的経済発展を通じた世界平和の実現という崇高な理念、②国際約束としてTRIPS 協定 67 条に規定される先進国の義務、という利他的な観点から考える方がシンプルである。

本稿では、JPO のアフリカ諸国に対する協力の中で、特に特許情報に関する協力を抽出し、WIPO が推進している TISC 設置プロジェクトへの支援、アフリカ諸国への情報化支援等を紹介する。なお、本稿の意見にわた

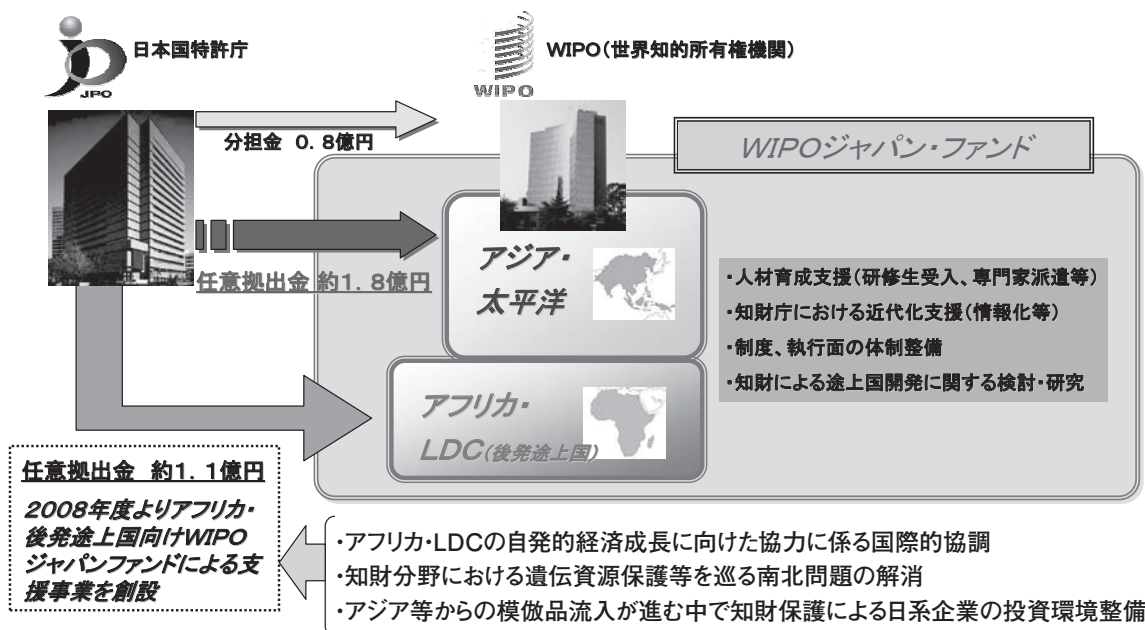


図1 WIPOジャパンファンドによる途上国支援事業

る部分はすべて筆者の個人的見解である。

2 TISC設置プロジェクト

2.1 TISC設置プロジェクトの概要

技術・イノベーション支援センター (TISC: Technology and Innovation Support Center) は、WIPO開発アジェンダに基づきWIPOが各国の知的財産権庁と協力して途上国に設置を進めているものである。TISCは途上国の研究者、技術者に現地において高品質な特許情報を含む技術情報を提供するものである。2011年9月現在で、アルジェリア、コンゴ、エクアドル、ホンジュラス、キルギスタン、モロッコ、モザンビーク、フィリピン、セネガル、チュニジアの10カ国（うちアフリカ地域では、アルジェリア、コンゴ、モロッコ、モザンビーク、セネガル、チュニジアの6カ国）に設置されている。実際にTISCが設置されるのは、知的財産権庁の他に、大学等の学術機関、研究開発センター、テクノパーク、商工会等である。

すべてのTISCでは、基本サービスとして、①オンラインでの特許・非特許（科学技術）情報へのアクセス、②産業財産権公報へのアクセス、③技術情報検索のサポートというサービスが提供される。また、付加的サービスとして、いくつかのTISCでは、④検索データベースについての研修、⑤新規性、先行技術、侵害に関する検索依頼の受け付け、⑥技術・競業他社のモニタリング、⑦産業財産権法に関する基本情報、⑧産業財産権の管理・戦略に関する基本情報、⑨技術の商業化・マーケティングに関する基本情報が提供される。

2.2 TISC支援の意義

アフリカ諸国に対する協力を実施していく上で、アジア・太平洋地域を中心としたこれまでの協力とは異なる注意点がいくつかある。一つは地理的に日本から遠く離れているという点である。筆者も2011年にザンビアで開催された政策対話フォーラムに参加したが、日本からは2回の乗り継ぎ時間を含め、24時間以上の移動時



写真1 モロッコ内でTISCが設置されている機関の一つのモロッコ産業商業財産庁 (OMPIC)



写真2 OMPICの中に設置されたTISC



写真3 モロッコ内でTISCが設置されている機関の一つのESITH。各種繊維、織物に関する教育機関である。

間を必要とした。もう一つは、アフリカ諸国として対象となる国は、国連加盟国54カ国にのぼり、それぞれの知的財産権環境の発展度合い、経済・言語・文化環境に大きな差があるという点である。そして、一般的に、知的財産権に関する認識もASEAN等と比較すれば低いのが現状である。

地理的な距離や、各国で経済・言語・文化環境に大きな差が存在するという特徴に鑑みれば、現状調査、現状

に応じた機器の提供、フェイス・トゥー・フェイスでのコミュニケーションといった作業が必要な各国ごとにカスタマイズされた協力プログラムより、ある程度標準化された協力で重点をおく方が効率的である。

また、これも地理的な問題から、研修生を日本に受け入れて日本でトレーニングを行う、いわゆる招聘研修はアフリカ諸国には原則行っていない。その代替となるものが、ハード・ソフトを現地に提供する、現地でのトレーニングの開催、機材等の提供である。

さらに、知的財産権に関する認識が一般的に低いことから、社会全体が利用可能な特許情報利用促進に対する支援がより受け入れやすいものと思われる。知的財産権を巡る南北問題が、特許制度の発明保護という側面に焦点が当てられ、その結果、特許制度は先進国のみ利するものであるという主張につながっている現状に鑑みれば、特許制度の発明公開という側面の支援を強化し、特許制度が途上国のためにもなることを示すことは南北問題の解消にもつながるとと思われる。

以上の、①標準化されたプログラム、②トレーニングの開催・機材の提供、③社会全体が利用可能な特許情報利用促進支援という条件を満たすものが、WIPOが進めている TISC 設置プロジェクトである。それゆえ、WIPO ジャパンファンドを通じたアフリカ諸国への TISC 設置プロジェクトの支援は、現在 JPO のアフリカ諸国への協力の重要な項目の一つとなっている。

2.3 JPO からの具体的支援

JPO による TISC 設置プロジェクトの支援は2009年度から開始され、これまで TISC 支援のため、以下のような会合等を WIPO ジャパンファンドで実施した。

2010年5月26日-27日にはセネガルで TISC ワークショップを開催した。約80名の関係機関担当者が参加し、ワークショップに引き続き、特許情報、科学技術雑誌の検索についてトレーニングが開催された。

2010年6月9日-12日にはモロッコで TISC ワークショップを開催し特許情報の有用性について議論を行った。ここでは2010年9月の国内 TISC ネットワークのスタートやトレーニングの必要性について議論された。約

50名の参加者があり、特許情報の概要、技術・イノベーション支援のベストプラクティス等についても議論された。

2010年6月13日-15日にはアルジェリアでは TISC 設置にあたり、特許情報に関するワークショップを開催した。

2010年11月2日-4日には、エチオピアで TISC の国内ネットワークを設立し、更にはアフリカ地域のネットワークの設立を促進することを目的とした、技術及びイノベーション支援に関する地域会議を開催した。

2011年2月21日-24日にはモロッコに設立された TISC のスタッフのトレーニングを行うためのミッションを派遣した。41名のスタッフがトレーニングに参加したが、出席者は十分な知的財産権に関する十分な基礎知識を有していたと評価されている。

2011年4月11日-15日にはモロッコにおいてイノベーションと技術移転に関するスタディープログラムを開催した。OMPIC (モロッコ産業商業財産庁) からは、モロッコの TISC について説明があったほか、4日間に渡り、起業支援施設であるテクノパーク、研究開発機関、大学等の訪問見学が行われた。JPO からは、国際課小川課長補佐が参加し、日本の技術移転支援政策の紹介等を行った。

また、WIPO ジャパンファンドにより TISC に機材の提供が行われる際には、日本からの支援であることが明確になるように、「Fund-in-Trust Japan」の表示があるラベルが機材に貼付される。

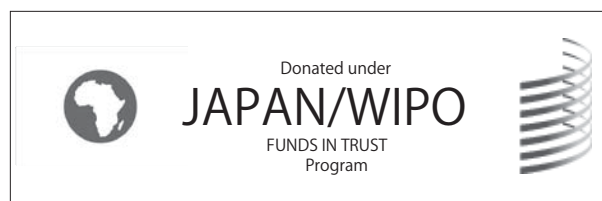


図2 提供機器に貼付されるラベル例

3

特許情報に関する人材育成支援

効率的な特許情報の利用が進められるためにはハード的な支援だけでなく、ソフト的な支援が必要である。TISC 設置プロジェクトはスタッフのトレーニングを含む

ものであるが、JPO からは TISC 以外にもアフリカ諸国に対して特許情報に関する人材育成協力を行っている。

2010年4月27日-30日にモロッコで、特許制度の戦略的使用による技術移転に関するワークショップを開催した。このワークショップには、JPOから米津特許審査第一部長（当時）が出席し、我が国の知的財産戦略、技術移転戦略等について講演を行った。

2010年6月9日-11日にジンバブエで特許情報と調査結果の商業化についてのセミナーを開催した。

2011年5月18日-20日にはARIPO加盟国の知的財産権庁長官等を集め、情報技術を導入することの利点についての認識を共有しその具体的導入方法等について検討することを目的とした地域セミナーをジンバブエで開催した。JPO からは、国際課奥田係長が参加し、JPO の国内外に向けた特許情報の提供手段、高度産業財産権ネットワーク (AIPN: Advanced Industrial Property Network) の利用方法等について講演を行った。

2011年6月28日-30日には各国知的財産権庁職員を対象に特許情報の有用性の理解、特許検索技術の習得等を目的とした特許検索実習セミナーをジンバブエで開催した。JPO からは国際課小川課長補佐が参加し、AIPN の概要紹介、IPDL を通じた特許文献のアクセスに関するプレゼンテーション、特許検索の基礎に関する実習等を行った。

4 知的財産権庁の情報化支援

JPOからはアフリカ諸国の知的財産権庁の近代化のための情報機器の提供も行っている。

2008年度は、アルジェリア、カメルーン、リベリア、モーリシャス、シエラレオネに情報機器の提供を行った。

2009年度には、アンゴラ、ブルンジ、コモロ、コンゴ、ジブチ、エジプト、エチオピア、リビア、マリ、ジンバブエに情報機器の提供を行った。

2010年度には、マダガスカル、ナミビア、タンザニア、OAPI加盟国のうち3カ国への情報機器の提供を行った。

5 AIPN の提供

AIPN は JPO が 2004 年より提供を開始したサービスである。外国特許庁ではインターネットを通じてこのサービスにアクセスすることにより、出願人が JPO に提出した明細書等の書類、拒絶理由通知書等の審査に係る書類を機械翻訳によって英訳された形で利用可能となる。外国特許庁では、その情報を対応出願の審査に用いることより、より迅速・的確な審査を行うことができる。

2011年9月現在で、48の知的財産権庁で導入されているが、アフリカ地域では、モロッコ、エジプト、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、ボツワナ、ウガンダ、ガンビアの8カ国の知的財産権庁に導入されている。

6 おわりに

JPO は 2011 年度も引き続き WIPO ジャパンファンドを通じたアフリカ諸国への協力を実施している。TISC 設置プロジェクトに関しても、ナイジェリア、コンゴ、アルジェリアに対するトレーニングプログラムが予定されている。また、2012年3月ごろには日米共催の初めて試みとして、ハイレベルな知的財産権担当者を集めたアフリカ IP サミットも計画中である。

途上国協力は、どのような対象国、協力テーマ、協力方法においても結果の見えにくい事業である。日本から遠く離れ、マスメディア等でとりあげられることも少ないアフリカ諸国における知的財産権分野における協力となると、成果を明確に示すことはさらに難しく、協力の必要性は常に議論の対象となる。しかし、筆者の経験では、アフリカ諸国の知的財産権担当者はだれもが知的財産権を通じて国を発展させたいという強い情熱をもっており、JPO の TISC 設置プロジェクトの支援を含む知的財産権分野での協力は高く評価されている。途上国協力のあり方を考える際には、そのような途上国側の視点を考慮することも重要であろう。